

下記の工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、市立四日市病院契約施行規程（平成17年病院管理規程第20号）第3条の規定により準用する四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第23条の規定に基づき公告する。

平成19年2月6日

四日市市病院事業管理者 伊藤 八峯

1 入札に付する事項

(1) 工事件名

市立四日市病院病棟増築・既設改修工事

(2) 工事場所

四日市市 芝田二丁目 地内

(3) 工期

契約の日から平成23年3月31日まで

ただし、工事概要中A部分工事については平成21年2月28日、B部分工事についてはAの完成引渡し後（部分引渡しを含む）から平成23年3月31日までとする。

(4) 工事概要

敷地面積 24,942.90㎡

延床面積 47,891.55㎡

A 増築棟 プレキャストプレストレストコンクリート造7F、塔屋2F

延床面積 11,573.19㎡

既設仮眠棟、託児所、看護師学生宿舎棟他解体撤去

B 改修棟 既設診療病棟 36,353.84㎡のうち21,981㎡を改修

エレベーター棟等の増築 48.36㎡ 一部解体撤去 83.84㎡

(5) 工事の種類

建築工事、建築電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事

(6) 予定価格

本工事の予定価格（消費税及び地方消費税を除く）は、次のとおりとする。

建築 : 4,234,600,000円（税抜き）

建築電気設備 : 1,066,900,000円（税抜き）

給排水衛生設備 : 950,000,000円（税抜き）

空気調和設備 : 1,924,600,000円（税抜き）

(7) 低入札価格調査基準価格

市立四日市病院低入札価格調査試行要綱に基づき低入札価格調査基準価格を設定する。

低入札価格調査基準価格については、開札後に公表する。

(8) 総合評価落札方式の採用

本工事は、施工方法等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とする。

(9) 分担施工方式

本工事は、建築、建築電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備の4工種による分担施工方式の異業種特定建設工事共同企業体によるものとする。

(10) 契約後V E方式

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の工事とする。

2 総合評価落札方式とした理由

本工事は、病院利用者及び周辺住民の安全対策、環境の維持、交通の確保、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、競争入札参加者の提示する技術提案によって、工事価格の差異に比して対策達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事であるため。

3 異業種特定建設工事共同企業体とした理由

本工事は、既存本館の大規模な改修が含まれており、仮移転・本移転の繰り返し(玉突き工事)が生じるため外来診療、入院患者への影響を最小限とする施工が必要であり、施工業者間の円滑な連絡調整・工程管理が不可欠であること。また、建築及び各設備工事において整合性のとれた技術提案を求める必要があるため。

4 入札に参加する者に必要な資格

(1) 共同企業体の資格要件

入札に参加できる者は、建築、建築電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備の4工種で構成する異業種特定建設工事共同企業体を結成すること。

各工種間は、異業種特定建設工事共同企業体(分担施工方式(乙型))(以下「異業種共同企業体」という。)を結成し、同工種間は、特定建設工事共同企業体(共同施工方式(甲型))(以下「特定共同企業体」という。)を結成すること。

異業種共同企業体及び特定共同企業体の結成は自主結成とすること。

共同企業体の結成は、入札説明書に定める異業種特定建設工事共同企業体協定書及び異業種特定建設工事共同企業体協定書第8条の2に基づく協定書によらなければならない。

異業種共同企業体の代表者は、建築に係る特定共同企業体の代表者とすること。

特定共同企業体は、2者構成によるものとする。

同工種間における特定共同企業体の構成員の出資比率は、各構成員の出資比率が当該特定共同企業体の総出資額の10分の2以上であるとともに、代表構成員の出資比率は、当該特定共同企業体の構成員中最大でなければならない。

共同企業体の構成員となる者は、この入札に参加する他の共同企業体の構成員になれない。

共同企業体の構成員となる者で、資本若しくは人事面において(親会社と子会社、同親会社の子会社同士の関係等)関連があるものは、この入札に参加する他の共同企業体の構成員になれない。

共同企業体の構成員となる者は、ひとつの異業種共同企業体内で他の工種の構成員を兼ねることはできない。

(2) すべての構成員に必要な資格要件

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

公告から入札までの期間において、四日市市から指名停止を受けていない者

手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされていない

者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者

(3) 建築工事共同企業体の構成員に必要な資格要件

代表構成員の資格要件

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に基づく特定建設業の許可を有する者で、現行の四日市市入札参加資格者名簿（経営事項審査の審査基準日が平成16年10月1日から平成17年9月30日まで。以下「名簿」という。）に登録されているもの

(イ) 前号の名簿において、建築一式工事におけるランクがAの者で、かつ総合点が1500点以上のも

(ウ) 平成8年度以降、本工事の入札参加資格確認申請日までに完成した工事で、元請として300床以上の病院の建築工事の施工実績があること（共同企業体の実績の場合は、代表構成員としての実績に限る）。

(エ) 次に掲げるすべての要件を満たす者を当該工事現場に現場代理人及び監理技術者として専任配置できること。

a 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

b 平成8年度以降、本工事の入札参加資格確認申請日までに完成した工事で、元請として300床以上の病院の建築工事の主任技術者又は監理技術者として従事した経験がある者

c 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用関係が3か月経過している者

d 他の工事の常駐の現場代理人又は主任（監理）技術者となっていない者

ただし、他の工事に従事している場合であっても、入札の前日までに当該工事が完成し、本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うことができる。

第2構成員の資格要件

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に基づく特定建設業の許可を有する者で、現行の名簿に登録されているもの

(イ) 前号の名簿において、建築一式工事におけるランクがAの者

(ウ) 前号の名簿において、四日市市内に本店を有する者であること。

(エ) 次に掲げるすべての要件を満たす者を当該工事現場に監理技術者として専任で配置できること。

a 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

b 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用関係が3か月経過している者

c 他の工事の常駐の現場代理人又は主任（監理）技術者となっていない者

ただし、他の工事に従事している場合であっても、入札の前日までに当該工事が完成し、本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うことができる。

(4) 建築電気設備工事共同企業体の構成員に必要な資格要件

代表構成員の資格要件

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による電気工事に基づく特定建設業の許可を有する者で、現行の名簿に登録されているもの

- (イ) 前号の名簿において、電気工事における総合点が1300点以上であること。
- (ウ) 平成8年度以降、本工事の入札参加資格確認申請日までに完成した工事で、元請として300床以上の病院の建築電気設備工事の施工実績があること（共同企業体の実績の場合は、代表構成員としての実績に限る）。
- (エ) 次に掲げるすべての要件を満たす者を当該工事現場に現場代理人及び監理技術者として専任配置できること。
 - a 電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - b 平成8年度以降、本工事の入札参加資格確認申請日までに完成した工事で、元請として300床以上の病院の建築電気設備工事の主任技術者又は監理技術者として従事した経験がある者
 - c 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用関係が3か月経過している者
 - d 他の工事の常駐の現場代理人又は主任（監理）技術者となっていない者
ただし、他の工事に従事している場合であっても、入札の前日までに当該工事が完成し、本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うことができる。

第2構成員の資格要件

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による電気工事に基づく特定建設業の許可を有する者で、現行の名簿に登録されているもの
- (イ) 前号の名簿において、電気工事における総合点が700点以上であること。
- (ウ) 前号の名簿において、電気工事における完成工事高が50,000,000円以上であること。
- (エ) 前号の名簿において、四日市市内に本店を有する者であること。
- (オ) 次に掲げるすべての要件を満たす者を当該工事現場に監理技術者として専任で配置できること。
 - a 電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - b 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用関係が3か月経過している者
 - c 他の工事の常駐の現場代理人又は主任（監理）技術者となっていない者
ただし、他の工事に従事している場合であっても、入札の前日までに当該工事が完成し、本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うことができる。

(5) 給排水衛生設備工事共同企業体の構成員に必要な資格要件

代表構成員の資格要件

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による管工事に基づく特定建設業の許可を有する者で、現行の名簿に登録されているもの
- (イ) 前号の名簿において、管工事における総合点が1300点以上であること。
- (ウ) 平成8年度以降、本工事の入札参加資格確認申請日までに完成した工事で、元請として300床以上の病院の給排水衛生設備工事の施工実績があること（共同企業体の実績の場合は、代表構成員としての実績に限る）。
- (エ) 次に掲げるすべての要件を満たす者を当該工事現場に現場代理人及び監理技術者として専任配置できること。
 - a 管工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - b 平成8年度以降、本工事の入札参加資格確認申請日までに完成した工事で、元請として30

0床以上の病院の給排水衛生設備工事の主任技術者又は監理技術者として従事した経験がある者

- c 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用関係が3か月経過している者
- d 他の工事の常駐の現場代理人又は主任（監理）技術者となっていない者
ただし、他の工事に従事している場合であっても、入札の前日までに当該工事が完成し、本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うことができる。

第2 構成員の資格要件

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による管工事に基づく特定建設業の許可を有する者で、現行の名簿に登録されているもの
- (イ) 前号の名簿において、管工事における総合点が700点以上であること。
- (ウ) 前号の名簿において、管工事における完成工事高が50,000,000円以上であること。
- (エ) 前号の名簿において、四日市市内に本店を有する者であること。
- (オ) 次に掲げるすべての要件を満たす者を当該工事現場に監理技術者として専任で配置できること。
 - a 管工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - b 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用関係が3か月経過している者
 - c 他の工事の常駐の現場代理人又は主任（監理）技術者となっていない者
ただし、他の工事に従事している場合であっても、入札の前日までに当該工事が完成し、本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うことができる。
- (カ) 四日市市上下水道局指定給水装置工事業業者及び四日市市公共下水道排水設備工事指定業者であること。

(6) 空気調和設備工事共同企業体の構成員に必要な資格要件

代表構成員の資格要件

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による管工事における許可を有する者で、現行の名簿に登録されているもの
- (イ) 前号の名簿において、管工事における総合点が1400点以上であること。
- (ウ) 平成8年度以降、本工事の入札参加資格確認申請日までに完成した工事で、元請として300床以上の病院の空気調和設備工事の施工実績があること（共同企業体の実績の場合は、代表構成員としての実績に限る）。
- (エ) 次に掲げるすべての要件を満たす者を当該工事現場に現場代理人及び監理技術者として専任配置できること。
 - a 管工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - b 平成8年度以降、本工事の入札参加資格確認申請日までに完成した工事で、元請として300床以上の病院の空気調和設備工事の主任技術者又は監理技術者として従事した経験がある者
 - c 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用関係が3か月経過している者
 - d 他の工事の常駐の現場代理人又は主任（監理）技術者となっていない者
ただし、他の工事に従事している場合であっても、入札の前日までに当該工事が完成し、本

工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うことができる。

第2 構成員の資格要件

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による管工事に基づく特定建設業の許可を有する者で、現行の名簿に登録されているもの
- (イ) 前号の名簿において、管工事における総合点が700点以上であること。
- (ウ) 前号の名簿において、管工事における完成工事高が100,000,000円以上であること。
- (エ) 前号の名簿において、四日市市内に本店を有する者であること。
- (オ) 平成8年度以降、本工事の入札参加資格確認申請日までに完成した工事で、元請又は下請として1件の請負金額が10,000,000円以上の空気調和設備工事（当該工事を含む工事も可）の施工実績があること。
- (カ) 次に掲げるすべての要件を満たす者を当該工事現場に監理技術者として専任で配置できること。
 - a 管工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
 - b 本工事の入札参加資格確認申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用関係が3か月経過している者
 - c 他の工事の常駐の現場代理人又は主任（監理）技術者となっていない者
ただし、他の工事に従事している場合であっても、入札の前日までに当該工事が完成し、本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うことができる。

5 入札参加手続き等

(1) 設計図書の縦覧等

設計図書の縦覧日時及び場所

縦覧期間：平成19年2月6日（火）から平成19年3月23日（金）まで
（土、日、祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所：市立四日市病院総務課

その他：既存棟竣工図の縦覧も可

設計図書の購入

設計図書の購入希望者は、印刷会社に予約のうえ、「設計図書購入申込書」により購入すること。

購入期間：平成19年2月6日（火）から平成19年3月23日（金）まで

購入金額：実費とする。

購入場所：山路工業株式会社

四日市市新正四丁目16-16

電話 059-351-2612

現場調査

現場調査の詳細は、総合評価競争入札実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める。

(2) 質問及び回答

入札参加申請に関する質問の受付

受付期間：平成19年2月6日（火）から平成19年2月16日まで（金）
（土、日、祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

提出方法：書面（様式は任意）による。FAX、eメールによる提出も可。

入札参加申請に関する質問の回答

回答 : 平成19年2月20日(火)までに随時回答する。

回答方法: 設計図書縦覧場所において縦覧に供する。また、市立四日市病院ホームページに掲載する。

技術提案(図面など設計図書に関することを含む)に関する質問及び回答

受付期間: 平成19年3月1日(木)から平成19年3月9日(金)まで
(土、日、祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

回答 : 平成19年3月26日(月)

技術提案に関する質問及び回答の詳細は、実施要領に定める。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の受付等

受付期間

平成19年2月6日(火)から平成19年2月22日(木)午後4時まで
(土、日、祝日を除く)

提出場所

市立四日市病院総務課

提出方法

異業種共同企業体の代表者が取りまとめ提出すること。また、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請書
- ・その他「入札説明書」において指示する提出書類

その他

提出後、発注者からの指示がある場合を除き、提出書類の差し替え、追加等は認めない。

(4) 入札参加資格の審査及び結果通知

結果通知日

平成19年2月27日(火)

通知方法

異業種共同企業体の代表者に郵送する。

審査の結果、次に該当する者は入札参加資格なしとする。

- (ア) 入札参加資格確認申請書等に不備がある者
- (イ) 公告において求められている資格要件を満たしていない者
- (ウ) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者

入札参加資格なしとなった者は、資格のない旨の通知を受けた日から起算して2日以内に書面によりその理由について説明を求めることができる。

理由は、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に書面で回答する。

入札参加資格の審査において、参加資格者が2者に満たない場合には本競争入札を中止する。

(5) 技術提案についての受付等

受付期間

平成19年4月9日(月)から平成19年4月13日(金)
(土、日、祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

提出書類等

提出書類、提出方法等の詳細は、実施要領に定める。

(6) 技術提案等の審査

審査日時

平成19年5月中旬

技術提案等の審査及び評価の方法(落札者決定基準)

落札者決定基準については、実施要領に定める。

(7) 技術提案等の採否通知

通知日

平成19年5月中旬

通知方法

異業種共同企業体の代表者に郵送する。

(8) 入札

入札は、下記の記載事項のほか実施要領に定める積算方法に従い、積算した金額をもって入札すること。

入札日時

平成19年6月4日(月)午後1時30分

入札場所

市立四日市病院 2階 講堂

入札時の提出書類

(ア) 入札書

入札書には、入札内訳書の工種毎の金額の合計額を記載すること。

(イ) 入札内訳書

入札内訳書には、工種毎に見積もった金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

(ウ) 異業種特定建設工事共同企業体協定書8条に基づく協定書

本協定書には、入札内訳書に記載した金額に100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)を加算し、その金額を分担工事額として記載し、提出すること。

(エ) 工事費内訳書

入札説明書において定められた様式に従い提出すること。

(オ) 技術提案に係る提出書類

詳細は実施要領に定める。

入札時の提出方法

入札書、入札内訳書、異業種特定建設工事共同企業体協定書8条に基づく協定書及び工事費内訳書をまとめて封緘して提出すること。使用する封筒には、開札日、工事場所、工事名、入札者の名称及び代表者の氏名、住所を明記すること。あわせて、実施要領において定められた技術提案に係る提出書類を提出すること(封緘不要)。

低入札価格調査

低入札価格調査基準価格を設定する。

入札の辞退

入札参加資格の確認結果の通知後、入札までの間で、都合により辞退する場合には、辞退届をもって辞退することができる。

入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、共同企業体の構成員が、次のいずれかに該当するときは、

本工事に係る入札に参加できない。

- (ア) 資格要件を満たさなくなったとき。
- (イ) 本工事に関する提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (ウ) 実施要領において求める必須とする評価項目を満たしていないとき。

入札に関する留意事項

- (ア) 入札回数は1回とする。
- (イ) 開札の結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

入札無効に関する事項

四日市市契約施行規則第13条の規定に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 参加資格のない者及び虚偽の申請をした者が行ったとき。
- (イ) 入札金額を訂正したとき。
- (ウ) 現場代理人経歴書に記載された現場代理人を確保できなくなったとき。
- (エ) 配置予定技術者経歴書に記載された配置予定技術者を確保できなくなったとき。
- (オ) 入札内訳書に、各工種毎の予定価格(税抜き)を超える入札金額があるとき。
- (カ) 入札書の入札金額が、入札内訳書の各工種の入札金額を合計した額と異なるとき。
- (キ) 実施要領に定める技術資料の提出をしないとき。
- (ク) 入札書の入札金額に対応する工事費内訳書の工事価格の金額が異なるとき。

入札保証金

入札保証金は免除する。

(9) 開札及び落札者の決定

入札金額が予定価格(税抜き)の範囲であり、評価項目に関する最低限の技術要件を満たしているもののうち、評価値が最も高いものを落札者とする。

開札日時

平成19年6月25日(月)午後4時00分

開札場所

市立四日市病院 2階 講堂

開札は、入札者の立ち合いのもと行う。入札者が立ち会わない場合には当該入札事務に関係のない市立四日市病院の職員が立ち会うものとする。

開札の結果、市立四日市病院低入札価格調査試行要綱第3条で定める低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留するものとし、その結果は後日決定する。

落札者の決定後、契約締結までの間に、当該落札者について会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされた場合のほか、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた場合にあっては、落札者の決定を取り消すことがある。

落札者の決定方法、総合評価の方法の詳細は、実施要領に定める。

(10) 契約の締結

契約締結予定日

平成19年7月2日(月)

契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%以上とする。

(11) その他

本競争入札は、市立四日市病院総合評価落札方式試行要綱に基づき実施する。

本入札に係るその他詳細事項は入札説明書による。

契約後V Eについての詳細は、市立四日市病院建設工事契約後V E 試行要綱及び本工事の特記仕様書に定める。

前金払、部分払は行方。

契約後、配置する現場代理人及び監理技術者については、入札参加確認申請時において提出した現場代理人経歴書等に記載した者以外に変更することはできない。ただし、あらかじめ予備として申請してある者との変更は除く。

本入札に参加するために提出した書類等は返却しない。

入札参加資格確認申請書、技術提案書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

落札者は、契約書作成を要する。